

《諸外国の立法例や関係団体等による条文案の紹介について》

（野沢座長）

他に議論すべきこともあるので、国がなぜ障害者差別禁止法を作らないかを議論しても仕方がない。条例がその呼び水になればいいということを、この会議の出発点にしたい。

次に、事務局から簡単に説明をお願いしたい。

（事務局：小森）

（資料5「関係団体等による条文案の比較」の説明）

（野沢座長）

これについて意見をいただきたい。基本的な構成は似ていると思うが、鈴木先生や佐藤さんのお話の後なので、自分たちならもっといいものを作っていけそうな気もしてくるが。

（森委員）

差別の定義について、DPIの案は非常に参考になる。教育分野のそれぞれの条文案をみると、千葉県の独自性のためにも参考になる。ただ、関係団体の案で不動産の取得・利用などについては、もっと現実的な研究の余地が必要になるのではないか。医療については、この研究会でも取り上げられ、プロはプロなりに思うところがあるという話もあった。参政権に関しては、成年後見制度との兼ね合いもあって、議論になると思う。これは条例に盛り込むのは危険ではないか。婚姻・性・出生については、表現が問題となるがDPIの案が参考になると思う。

（山田委員）

宮城県の案では、せつかく題名を「救済する条例」としているのに、努力義務規定というのは残念。自分も人権擁護センターで活動していたのでわかるが、部落差別などの人権擁護についても、救済が非常に難しい。実質的救済をどうするかが、この条例の試されるところになるでは。

（白川委員）

日本弁護士連合会やDPIの案では、障害者の権利についてはどう規定されているのか。差別を禁止するとともに、権利を守る必要がある。「こういう権利」という規定はないのか。権利を示したうえで、それに反する差別を示す必要があるのではないか。

（障害者計画推進作業部会 木村委員）

例えば差別の定義、無知、無理解、偏見により、精神障害の場合、空文になるというおそれがある。それを一緒に考えていきたい。